

| 部店 |  |  | 扱者 |  |  | 口座番号 |  |  |
|----|--|--|----|--|--|------|--|--|
|    |  |  |    |  |  |      |  |  |

三田証券株式会社 御中

## 法人番号通知届出書 兼告知書

|              |   |   |     |   |   |  |  |  |
|--------------|---|---|-----|---|---|--|--|--|
| お申込日         |   | 年 | 月   | 日 |   |  |  |  |
| フリガナ         |   |   |     |   | お届出印  |  |  |  |
| 会社名<br>代表者様名 |   |   |     |   |   |  |  |  |
| フリガナ         |   |   |     |   |   |  |  |  |
| 所在地          |   | 〒 |     |   |   |  |  |  |
| ご連絡先         |   |   |     |   | 法人番号 <span style="color: red;">※法人番号は13桁です</span> |  |  |  |
| 電話番号         | ( |   | )-( |   |   |  |  |  |
| FAX          | ( |   | )-( |   |   |  |  |  |

私(本口座の名義人)は、以下の規定により、法人番号を告知します。

- ★上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当  
【根拠条文】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項
- ★株式等の譲渡の対価の受領者  
【根拠条文】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項

貴社に提出している申請書につき、以下の規定により、法人番号を告知いたします。

- ★上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当  
【根拠条文】 所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第49条第2項、第52条第2項
- ★株式等の譲渡の対価の受領者  
【根拠条文】 所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項
- ★配当等とみなす金額の交付  
【根拠条文】 所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第55条
- ★償還金等の交付  
【根拠条文】 所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第56条

-----

【社用欄】

| 管理部長 | 内部管理責任者 | 入力 | 営業責任者 | 営業担当者 |
|------|---------|----|-------|-------|
|      |         |    |       |       |